

第32期目録委員会記録 No.2

第2回委員会

日時：2009年5月23日（土）14～17時

場所：日本図書館協会5階会議室

出席：原井委員長、中井前委員長、東、木下、平田、古川、横山、渡邊

<事務局>磯部

[配付資料]

1. 目録の利用と作成に関する調査（日本図書館協会. 1998.3）（1冊-A4、事務局）
2. 日本目録規則1987年版改訂3版についての疑問点（2ページ-A4、松井純子氏・事務局）
3. 第17章：著作・表現形・体現形・個別資料間の主要な関連の記録に関する一般的指針（5ページ-A4、東委員）
4. RDA最終草案 第18-22章 資源と個人、家族、団体との関連（概要）（8ページ-A4、木下委員）
5. RDA最終草案 第24～32章（Section8,9）概要（6ページ-A4、平田委員）
6. 2008年10月31日RDA草案 付録A大文字使用法、付録B略語、付録C冒頭の冠詞 概要（3ページ-A4、横山委員）
7. RDA最終草案 付録D, E（2ページ-A4、渡邊委員）
8. 付録F：個人名に関する付加的規定、付録G：称号・地位等、付録H：キリスト教暦の日付（3ページ-A4、東委員）
9. RDA全体草案 付録I, J, K, L（2ページ-A4、古川委員）
10. [NACSIS-CAT RDA mapping]（12ページ-A4、平田委員）
11. 第32期目録委員会記録 No.1（案）（3ページ-A4、事務局）

[報告事項ほか]

1. 委員の補充について

中井前委員長から、公共図書館員については打診中だが難航している旨の報告があった。これに対して、公共図書館から委員が出ないのは目録政策上好ましくないとの指摘があり、原井委員長が継続して交渉に当たることになった。

原井委員長から、大学図書館については候補者から色よい返事があり、次回委員会から参加可能となる旨の報告があった。また、研究者については、渡邊委員が折衝に当たることになった。なお、大学院生が委員になることについて質問があり、問題ない旨、事務局から回答があった。

2. 図書館雑誌2009年6月号の記事について

特集「ウェブ検索時代の目録」のうち、原井委員長が「国立国会図書館が目指す書誌サービス」を、渡邊委員が「目録法の再構築をめざして」を執筆した旨、事務局から紹介があり、校正ゲラが回覧された。

3. 議事録の確認

第1回記録案（資料11）について、2ページ目のゴシック体（2箇所）を明朝体に修正する以外は問題ないことを確認した。

[検討事項]

1. 目録に関する調査について

事務局から、「日本の図書館」本体の調査が遅れ気味であること、経費の問題、調査を受ける側の負担等、付帯調査を行うことへの否定的見解が示された。以下の意見があった。

- ・ 独自に調査を行うとすると、経費がかかる。
- ・ インターネット上で実施する手もあるが、回収率が低くなるだろう。
- ・ 公共図書館が目録を作成しなくなっているとしたら、それ自体が調査を実施する理由になる。

検討の結果、2010年度の事業として調査を実施する予定とし、今後詳細を詰めることになった。

2. 日本目録規則1987年版改訂3版の誤植訂正について

増刷時に必要な訂正の候補として資料2の指摘事項を確認し、以下の意見があった。

- ・ p.36は、指摘とは逆に直したほうが良いと思われる。
- ・ 訂正箇所の多寡の問題もあり、他の章も確認すべきである。
- ・ 訂正は文字の違いに限定し、句読点のゆれは統一しないという考え方もある。
- ・ 国立国会図書館が目録規則適用細則を作成・改訂した際に、さらに何箇所か誤植等を発見している。

検討の結果、横山委員が各章を横断的にチェックした結果をメーリングリストに載せることになった。他の委員も要訂正箇所を見つけ次第連絡し、次回委員会までにリストアップを終了する。

3. RDA最終草案 第17章について

資料3について東委員から説明があり、以下の意見があった。

- ・ 第17章は、一番重要な関連を扱っている。
- ・ 17.4.1で表現形を同定することなく著作と体现形の関係の直接に記録できるとされていることは重要である。表現形の把握は難しいということの表れであろう。
- ・ 17.4.2.3で示されている例は、現在の注記と変わるものではない。

4. RDA最終草案 第18-22章について

資料4について木下委員から説明があり、以下の意見があった。

- ・ 第6章との関係が曖昧である。19.2.1のa)からf)は、第6章で示されるべきものである。
- ・ 第6章は識別、第19章は選択について示しているが、著作についていえば、絞り込みの順序と章立てが揃っていないように思われる。
- ・ コアエレメントは、標準なのかミニマムなのか。
- ・ 19.3.2はコアエレメントとなっているが分かりづらい。Element analysisで確認しないと分からないような書き方は問題である。
- ・ contributorは表現形に関係すると言い切ってよいか。資料媒体によっては異なる場合があるのではないか。

5. RDA最終草案 第24-32章について

資料5について平田委員から説明があり、以下の意見があった。

- ・ cataloger's noteはprimary relationship (第17章) にはないが、関連が明確だからか。

6. RDA最終草案 付録I, J, K, Lについて

資料9について古川委員から説明があり、以下の意見があった。

- ・ 付録Iに、本文21.2のproducer全般に関する項目がない。
- ・ film producer等の例はある。一括りにすることはできないということか。
- ・ issuing bodyが体現形でなく著作と結合するというのは違和感がある。
- ・ このリストは可能性を示したものであり、creatorに列挙されている役割が常にcreatorになるわけではない。
- ・ primary relationshipが縦の関係であるのに対して、付録Jでは横の関係が示されている。
- ・ J.4.4の全体・部分は、NCRの書誌階層構造に相当する。
- ・ どの実体との関連か、区別が難しいものがありそうである。
- ・ 付録Kで、個人の新姓 - 旧姓の関連が示されていない
- ・ FRADの状況次第で、付録Kの内容が変わる可能性があるかもしれない。

次回以降の委員会の予定

6月20日(土)

8月 1日(土)

以上